

2020年4月10日

東京MOU事務局

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 条約要件の取扱いに関するPSC検査指針を一部改訂しました

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴う各国の制限措置等により IMO 関係条約に定められている検査、監査時期あるいはバラスト水処理装置の設置時期、IMO 関係条約に基づく証書の有効期間に関する規定等を満足できない状況が生じている事態に対処するため、東京MOUでは、統一的な対応を行うための指針（ガイダンス）を3月12日に他MOUに先駆けて策定、実施しているところです。

本指針では、PSC検査における個々の案件について関係寄港国当局がケース・バイ・ケースで判断することを大原則としつつ、船舶側から COVID-19 感染症拡大に伴う検査、監査時期等の延期を認めるよう要請された場合には、船主又はオペレーターに対し、当該船舶の旗国又は認定検査機関がこれらの措置を認めていることの確認を求めるとともに今後の条約要件への適合に向けた計画や旗国又は認定検査機関による特別措置を認める書類の提示を求め、これらを基に現実的な措置を講じるか否かの判断を行うこととしています。この場合、検査、監査時期（バラスト水処理装置の設置時期を含む）及び証書の有効期間延長については、当面、3カ月を上限として認めることとしております。

COVID-19 感染症拡大による制限措置が中国等で発令されてから3カ月を経過する現在においても感染拡大は止まらず終息も見通せない状況が続いていることに鑑み、今般、上記指針の見直しを行い、「3カ月」の猶予期間を「COVID-19 感染症拡大に伴い旗国政府又は認定検査機関が認めた適当な期間」に改定し、4月15日から適用することとしました。

なお、指針については、今後もIMOやILOから新たな指針が示される場合やCOVID-19をめぐる情勢の変化に応じ、随時見直しを行うこととしています。

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧（ニン）
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2020年3月1日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（A P C I S）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム
オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリM o U、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。